

資料1

集団指導資料 (中核市移行)

平成28年11月17日 (木)
八戸市介護保険課

中核市移行で変わること（介護保険法）

中核市移行前

青森県の権限

居宅介護サービス、介護予防サービス、介護保険施設、居宅介護支援の指定(許可)申請、指導監督等

八戸市の権限

(介護予防)地域密着型サービス、介護予防支援の指定申請、指導監督等

中核市移行後

八戸市

居宅介護サービス、介護予防サービス、介護保険施設、居宅介護支援、(介護予防)地域密着型サービス、介護予防支援の指定(許可)申請、指導監督等

介護保険法第203条の2

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、～中略～ 指定都市又は中核市(以下、「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

<県が引続き行う事務>

介護サービス情報の公表制度、介護支援専門員の登録及び研修、喀痰吸引等や実践者研修等の各種研修

指定(許可)申請について

- 既に指定(許可)を受けている事業所が、改めて行う手続きはありません。
- 県庁高齢福祉保険課における、平成29年1月1日からの指定（許可）申請の受付は終了しています。
- 指定（許可）申請は、事業開始の一月前までに申請を行ってください。
例) 事業開始予定日：平成29年2月1日
申請締切り日：平成28年12月末まで

ポイント：平成28年11月中に市ホームページへ各種様式を掲載する予定

指定(許可)申請について

<注意点>

地域密着型サービス、介護保険施設等について、整備事業所数を八戸市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）において定めています。

公募指定の仕組みを設けているサービス、介護保険施設及び特定施設（地域密着型を含む）については、事業開始を希望している場合であっても事業計画における整備事業所数を達成している場合等は、指定（許可）しないことができるため、工事着工前等に必ずご相談ください。

また、地域密着型サービスについては、地域密着型サービス運営委員会において事業計画の説明等を行っていただきますので、地域密着型サービス運営委員会の開催日程を確認してください。

指定(許可)更新申請について

- 青森県では指定更新時期に合わせて勸奨通知と申請書の送付を行っていましたが、八戸市では、指定更新時期に合わせて**勸奨通知は行いません**。
- 指定更新予定事業所一覧表**を確認の上、市ホームページから申請書類をダウンロードして、指定(許可)更新申請をしてください。
- 指定更新予定事業所一覧表は**資料①**のとおりです。今後、この一覧表は、3月に実施する集団指導において、お知らせします。
- 指定(許可)更新申請は、申請有効期限の**一月前**までに行ってください。

例) 指定有効期限：平成29年3月15日

指定更新申請の締切り日：平成29年2月14日

指定地域密着型サービス事業所の皆様へ

- 指定地域密着型サービス事業所に関する指定更新や変更届出（指定内容・介護報酬）等の提出方法・取扱いについては、中核市移行後も変更はありません。
- ただし、指定更新や変更届出（指定内容・介護報酬）等に関する**様式に変更**があります。ホームページの更新内容をご確認ください。

みなし指定事業所について

- 保険医療機関・保険薬局・介護老人保健施設が行う「みなし指定されるサービス」は、**指定申請・指定更新申請は不要**です。
- ただし、介護給付費を請求する前には、事業所情報の登録が必要であり、**介護給付費を請求する月の前月末日までに**、①指定(許可)申請書と②各サービスの付表、③東北厚生局長からの保険医療機関（保険薬局）指定通知書の写し又は介護老人保健施設の開設許可の写しを提出してください。
- 居宅療養管理指導以外の事業所においては、加算等の届出も併せて提出してください。

みなし指定事業所について

みなし指定されるサービス

- ①保険医療機関…(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、
(介護予防)居宅療養管理指導、
(介護予防)通所リハビリテーション
- ②保険薬局…(介護予防)居宅療養管理指導
- ③介護老人保健施設…(介護予防)通所リハビリテーション、
(介護予防)短期入所療養介護

※(介護予防)通所リハビリテーションに限り、施設基準や体制等が整っているかどうかの審査を行うため、事業開始前に書類を提出してください。

生活保護法の指定介護機関について

介護保険法の指定又は開設許可を受けている場合、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定介護機関としての**指定が不要な場合**には、**資料②**の申出書を介護保険課へ提出してください。

老人福祉法における届出について

介護保険法における指定申請、変更届出等を提出している場合、

- ①「老人居宅生活支援事業」の開始・変更・廃止又は休止の届出、
- ②老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置・変更届出を省略することができることとします。

<注意点>

- 老人福祉法における届出についての担当課：高齡福祉課
- 特別養護老人ホームの認可申請、変更、廃止又は休止の届出については、省略できません。

変更届出について

- 平成29年1月1日から指定内容に変更がある場合は、八戸市へ変更届出を提出してください。
- 指定内容（代表者、管理者の変更等）について変更があった場合は、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。
- 変更届出が必要な事項と添付書類については、資料③を確認してください。

変更届出について

<注意点>

- 事業所所在地の変更、利用(入所)定員を変更する場合は、変更の二月前、建築確認申請を行う前に、「指定内容変更届出に係る事前協議書」(資料④)の提出が必要となります。
- 代表者等を変更した場合、定款や履行事項全部証明書等、提出までに時間を要する添付書類は、変更後10日以降の提出でも構いませんが、変更届出書は10日以内に提出してください。
- 事業所所在地を市外へ移す場合、当市へ廃止届(廃止の一月前までに)を提出の上、青森県へ新規指定申請を行う必要があります。

変更届出について～介護報酬について～

訪問・通所サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

- 毎月15日以前に届出→翌月から
- 毎月16日以降に届出→翌々月から

<注意点>

- ◆上記サービス事業所において、平成29年1月から新たな加算等を算定する場合は、青森県へ平成28年**12月15日まで**に変更届出等を提出してください。
- ◆**平成29年2月1日以降**に新たな加算を算定する場合は、八戸市へ変更届出等を提出してください。

変更届出について～介護報酬について～

短期入所サービス、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保険施設

- 届出が受理された日の翌月から算定
（月の初日の場合はその月から算定）

<注意点>

- ◆上記サービス事業所において、平成29年1月から新たな加算等を算定する場合は、12月中に青森県へ変更届出等を提出してください。ただし、月末は当市への引継ぎ等がありますので、**早めに提出してください。**
- ◆**平成29年2月1日以降**に新たな加算を算定する場合は、八戸市へ変更届出等を提出してください。

変更届出について～介護報酬について～

＜新たな加算を算定する場合に必要な書類＞

- ① 変更届出
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 介護給付費算定に係る体制等一覧表
- ④ 介護給付費算定に係る体制届添付書類一覧表に記載している添付書類
→訪問介護のサンプルを参照してください（資料⑤）

＜注意点＞

③については、届出を行うサービス分のみ提出してください。また、**介護予防サービス、サテライト事業所、地域密着型サービスの短期利用**のチェックを忘れずに行ってください。

介護報酬について

介護職員処遇改善加算の計画書及び報告書、事業所評価加算の申出等、提出期限が定められている届出の勧奨通知はしません。

報酬改定等により、届出の猶予等がある場合を除き、それぞれの届出の提出期限を厳守し、提出してください。

- 介護職員処遇改善加算の計画書の提出期限・・・毎年2月末
- 介護職員処遇改善加算の報告書の提出期限・・・毎年7月末
- 事業所評価加算の申出の提出期限・・・毎年10月15日

介護報酬について (通所介護・通所リハビリテーション)

- 通所介護（地域密着型通所介護を除く）・通所リハビリテーションの区分については、算定区分確認表(資料⑥)により、事業所規模の区分を計算してください。

※資料⑥は参考様式であり、事業所の任意様式を妨げるものではありません。

- 事業所規模の区分に変更がない場合は提出不要です。
- 変更がある場合は変更届出等と、資料⑥又は任意様式を毎年3月15日までに提出してください。

介護報酬について(サービス提供体制強化加算)

職員の割合の算出に当たっては、

- ① サービス提供体制強化加算の職員(介護福祉士等)の割合については、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いる。
 - ② ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新規事業所、事業を再開した事業所）は、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
- ②の場合は、毎月職員の割合を記録し、所定の割合を下回った場合については、加算の取下げをしてください。
- また、①の場合であっても年間の平均は記録するようにしてください。

介護報酬について(サービス提供体制強化加算)

<よくある間違い>

例)通所介護 常勤職員である介護福祉士のAさん(介護職員兼生活相談員)

介護職員として、常勤換算1.0として算出

介護職員に従事する時間、生活相談員に従事する時間を分けて常勤換算方法で算出してください。生活相談員に従事した日は、介護職員としてカウントすることはできません。

→詳しくは、資料⑦を確認してください。

介護報酬について（居宅介護支援事業所）

＜特定事業所集中減算について＞

特定事業所集中減算に係る届出書等（資料⑧）は、半期ごとに全ての事業所において提出してください。次ページの正当な理由の⑤、⑥に該当するケースについては、理由書も添付してください。

＜注意点＞

県の届出書の様式とは異なります。

	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

介護報酬について（居宅介護支援事業所）

＜特定事業所集中減算についての考え方＞

紹介率最高法人が80%を超えている場合の正当な理由

- ① 居宅介護支援事業者の通常の実施地域において、各サービスの事業所数が5事業所未満である場合
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている場合（八戸市では該当なし）
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下の場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月平均10件以下の場合
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- ⑥ その他正当な理由と八戸市長が認めた場合

介護報酬について（居宅介護支援事業所）

「⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合」の市の考え方
＜サービスの質が高い＞事業所の要件について

i 又は ii の要件を満たしていること

i. 紹介率最高法人が、県で平成28年度から実施する「青森県介護サービス事業所認証評価制度」により、認証を取得した法人

ii. 以下の加算を算定している事業所（詳しくは、後日ホームページに掲載）

例) 訪問介護・・・ 特定事業所加算Ⅰ又は特定事業所加算Ⅱを算定

訪問入浴介護・・・ サービス提供体制強化加算Ⅰイ

又はサービス提供体制強化加算Ⅰロを算定

訪問看護・・・ 看護体制強化加算又はサービス提供体制強化加算を算定

介護報酬について（居宅介護支援事業所）

「⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合」の市の考え方
＜利用者の希望を勘案＞の要件について

- i. 通常の事業の実施地域にあるサービス提供事業所のうち、自社の法人とは全く関係のない事業所を3以上紹介し、利用者が選択した理由が確認できる場合
- ii. iのとおり、事業所を3以上紹介し、選択した事業所から利用を断られた場合（定員超過等）

注) 理由として、「慣れたところであるから」「前から利用しているから」等は適当ではありません。当初、利用者がどのような理由でその事業所を選択したのかを記載してください。

廃止・休止（指定辞退）届、再開届

- 廃止・休止又は指定辞退を行う**一月前**までに、廃止・休止又は指定辞退届を提出してください。
- 休止していた事業所が事業を再開する場合は、**再開後10日以内**に再開届と勤務表等を提出してください。

<注意点>

介護予防サービス、総合事業と一体的に事業に行っている場合は、介護予防サービス、総合事業の廃止・休止届、再開届も必要となります。

業務管理体制整備について

業務管理体制の整備に関する届出の届出先について、変更はありません。

届出先区分

届出先

事業所等が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者

厚生労働省老健局

事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者

主たる事務所の所在する都道府県

全ての事業所等が同一都道府県内に所在する事業者

都道府県

全ての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者

指定都市

地域密着型サービス(予防を含む)のみを行う事業者で、事業所等が同一市町村内に所在する事業者

市町村

事故発生時の対応について

サービス提供中等に事故が発生した場合は、市への報告が義務付けられています。事故が発生した場合は、電話等で事故の第一報を行い、速やかに事故報告書の提出をしてください。

■事故報告書の様式→資料⑨のとおり

<事故報告の範囲（例）>

- 転倒等による骨折・裂傷等により、医療機関を受診。
- インフルエンザ罹患者が10名以上又は2名以上が重症化した場合。
- 利用者が行方不明、従業員の法令違反等の不祥事等、災害等による被害報告などについて

事故発生時の対応について

<注意点>

- 市内に所在する事業所は、八戸市外の被保険者の事故であっても報告してください。
- 事故の分析・結果、再発防止策に時間がかかる場合は、2回に分けて報告してください。
- 市内に所在する事業所は、感染症・食中毒等については、[八戸市保健所](#)にも報告してください。
※市外に所在する事業所は、三戸地方保健所（旧八戸保健所）等へ報告してください。
- 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設を除く）で発生した事故については、[当市高齢福祉課](#)へ提出してください。

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所指針について

- 中核市移行後、現在制定している指針に変更点はありません。

<注意点>

担当のケアマネジャー等が記入し、入所判定会議の資料となる「入所申込者評価基準に係る意見書」について、青森県の様式を使用している施設を実施指導で確認しています。

当市の指針は平成27年4月から適用されているため、「入所申込者評価基準に係る意見書」は当市の様式（資料⑩）を使用してください。

- ◆指針については、市ホームページで確認してください。

通所介護事業所等で「宿泊サービス」を提供する場合について

- 通所介護等（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護）の事業所の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合は、宿泊サービスの提供開始前に市へ届け出てください。
- また、既に青森県へ宿泊サービスの届出を提出している事業所においては、1月以降に届出内容に変更があった場合や、休止、廃止する場合は、市へ届け出てください。⇒様式（資料⑪）
- 指針については、市ホームページで確認してください。

社会福祉施設等の耐震化の推進について

昭和56年以前に建築された建物のうち、耐震診断を行っていない事業所は、耐震診断を行ってください。

<対象の事業所・施設>

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、通所介護（地域密着型、認知症対応型を含む）、短期入所生活介護、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護（看護小規模を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護

<注意点>

- 耐震診断を行い、「**要改修**」となった場合は、当市へご相談ください。

非常災害対策について

- 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

火災に対処するための計画のみではなく、**水害・土砂災害、地震等**に対処するための計画を策定してください。

また、非常災害対策計画は事業所（施設）内で共有するとともに、計画策定の際には、地域の関係者と連携及び協力すること。

<注意事項>

非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、本年末に調査を予定しています。

非常災害対策について

●情報の把握及び避難の判断について

避難準備情報 < 避難勧告 < 避難指示

市町村が発令する「避難準備情報」「避難勧告」等や指定避難所等の情報について、確実に把握するようにしてください。

避難所等の調整が必要な場合がありますので、避難を検討する段階において当市介護保険課へご連絡ください。当課が調整を行います。

<情報収集の方法>

ほっとスルメールへの登録、テレビ、ラジオ、市ホームページ等

防犯に係る安全の確保について

- 地域に開かれた社会福祉施設等と、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等との両立を図る上で、
 - ①設備の整備・点検、職員研修などの取組み、
 - ②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築すること。
- 点検項目等については、厚生労働省より平成28年9月15日付けで発出された「**社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について**」を参考としてください。

各サービス・施設の指定基準に関する条例

以下のサービス・施設の人員、設備及び運営に関する基準等の条例が、**平成29年1月1日に施行されます。**

○居宅サービス、介護予防サービス

(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)

○居宅介護支援

○介護療養型医療施設

○介護老人福祉施設

○特別養護老人ホーム

○介護老人保健施設

国の基準と異なる基準について

① 居室の定員

対象サービス	国の基準	条例
指定介護老人福祉施設	居室の定員→1人 (サービスの提供上必要と認められる場合→2人)	居室の定員 → <u>4人以下</u>

国の基準と異なる基準について

② サービス提供に関する記録の保存期間

対象サービス	国の基準	条例
全サービス	サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存する。	サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間（ <u>具体的なサービス内容等の記録については5年間</u> ）保存する。

国の基準と異なる基準について

③ 非常災害対策

対象サービス	国の基準	条例
通所介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制の整備のほか、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。	<u>「避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。」</u> （規定を追加）

手数料について

手数料を徴収する事務	名称	金額
介護保険法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可申請に対する審査	介護老人保健施設 開設許可申請手数料	63,000円
介護保険法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	介護老人保健施設 変更許可申請手数料	33,000円

「青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例」に定める額と同額の手数料を徴するものとします。

実地指導について

中核市移行後は、本市が実地指導を実施します。

実地指導についての考え方については、[資料⑫](#)をご覧ください。

<ポイント>

- 利用者の自立支援と尊厳の保持を念頭に制度管理の適正化とより良いケアの実現に向け、[サービスの質の確保・向上を図ること](#)を主眼とします。
- ただし、実地指導中に著しい運営基準違反や不正な報酬請求が確認された場合は、ただちに監査を行うこととなります。
- サテライト事業所が他市町村にあり、本体事業所が本市にある場合は、サテライト事業所を含めて、実地指導の対象となります。ただし、サテライト型の施設（地域密着型介護老人福祉施設等）は除く。

実地指導について

<実地指導の流れ>

1. 原則、事前に日程を調整し、実施日時を通知（市→事業所）
2. 1週間前までに事前提出資料を提出（事業所→市）
3. 実地指導
4. 指導項目がある場合は、指導事項一覧を送付（市→事業所）
5. 改善項目がある場合は、改善報告書を提出（事業所→市）
6. 所要の改善を確認後、終了通知を送付（市→事業所）

実地指導について〈不適正な事例〉

- サービス提供後のサービス担当者会議の開催、アセスメント及びモニタリング時に利用者の居宅への訪問がない（居宅介護支援事業所）
- 適切な目標（内容・期間）を設定していない（全サービス）
- ケアプラン同意日を予め印字している（全サービス）
- サービス提供後のケアプランへの同意（全サービス）
- 利用者へのケアプランの交付が確認できない（全サービス）
- 加算の解釈誤りによる請求（全サービス）

以上のような案件が見受けられていますので、適正な運営に努めるようにしてください。今年度の実施指導において、指摘事項が多かった項目等については、3月の集団指導でお知らせする予定です。

集団指導について

中核市移行後は、市が集団指導を実施します。

<今年度の開催予定>

日時：3月17日（金）14：00

場所：八戸市公民館

<注意点>

集団指導等については、原則電子メールで通知し、また、当市ホームページに掲載して周知を図ります。

介護・医療連携推進会議、運営推進会議

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、**介護・医療連携推進会議**を3月に1回以上、開催することが義務付けられています。
- 以下の地域密着型サービス事業所では、**運営推進会議**を開くことが義務付けられています。
- 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（6月に1回以上）
- 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（2月に1回以上）

介護・医療連携推進会議、運営推進会議

- 介護・医療連携推進会議、運営推進会議の開催案内（開催日時・場所・テーマ等）は、開催の1週間前までには、FAX・郵送等でお知らせください。
- 会議終了後、速やかに会議録を提出してください（FAX・郵送等可）。

<注意点>

介護・医療連携推進会議、運営推進会議は、利用者・利用者の家族・地域の代表者・地域の医療関係者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）等へ事業所の運営状況等を報告し、評価を受け、要望・助言等を聴く機会となります。

行事等と併せて開催することも可能ですが、運営状況の報告等を省略しないでください。

自己評価・外部評価について

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は、運営推進会議又は介護・医療連携推進会議を活用し、自己評価・外部評価を1年に1回実施してください。
- 認知症対応型共同生活介護は、外部評価機関による評価（隔年実施規定あり）と1年に1回事業所が行う自己評価を行ってください。

<注意点>

自己評価・外部評価等結果提出届（資料⑬）とともに自己評価・外部評価結果を提出してください。

介護予防・日常生活支援総合事業

- 運営規程、重要事項説明書、契約書等が作成又は変更されていないことを実地指導で確認しています。

⇒説明会資料やQ&Aをもとに、運営規程等を作成してください。

- Q&Aでも通知しておりますが、当面の間、総合事業では給付制限は行いません。具体的な取扱いは以下のとおりです。

	利用するサービス	
	介護給付・予防給付	総合事業
要介護認定者	給付制限あり	—
要支援認定者	給付制限あり	給付制限なし
事業対象者	—	給付制限なし

メールアドレスの登録について

中核市移行後、当市と各事業所との間で直接連絡をとる機会が増えることが想定されるため、電子メールのアドレス登録を行ってください。

登録は、以下のアドレス宛てに送信してください。なお、送信に当たっては、事業所名・サービス種別を入力の上、送信してください。

アドレス：kaigo@city.hachinohe.aomori.jp

<注意点>

管理者等個人のメールアドレスの登録でも構いませんが、異動等も考慮し、継続的に連絡できる事業所のアドレスの登録をお願いします。

質問票について

今回の説明会についての質問、運営や介護報酬等に関する質問については、介護サービス事業に係る質問票（資料⑭）を提出してください。

今後、当市ホームページ内に厚生労働省のQ&A、介護保険最新情報等を掲載する予定であるため、その内容を確認の上、質問してください。

窓口について

介護サービス事業者の指定、届出（変更届、休止・廃止届、加算届、業務管理体制）、人員・設備・運営基準、指導監査、事故報告書、サービス事業者に関する苦情・相談

健康部 介護保険課 介護事業者グループ 直通：0178-43-9292 FAX：0178-47-0732

過誤請求、要介護認定に関する苦情・相談、特定福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請、軽度者の福祉用具貸与に関する事

健康部 介護保険課 認定給付グループ 直通：0178-43-9083 FAX：0178-47-0732

老人福祉法（特別養護老人ホームの許認可、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）、高齢者虐待、介護予防・日常生活支援総合事業に関する事

福祉部 高齢福祉課 高齢福祉グループ 直通：0178-43-9104 FAX：0178-43-2442

八戸市地域包括支援センター 直通：0178-43-9189

感染症についての報告 八戸市保健所（1月開設予定）保健予防課 直通：0178-43-2291

食中毒についての報告 衛生課 直通：0178-43-2312

生活保護法による介護扶助の指定介護機関に関する事

福祉部 生活福祉課 管理グループ 直通：0178-43-9085